

# 短期入所事業

# 短期入所事業

## 【短期入所とは】

自宅で生活されている障害者等の方を介護している方が、疾病やその他の理由により一時的に支援が出来なくなってしまった場合等に、短期間入所し入浴や、排せつや、食事などの介護や、その他の必要な支援を受ける事が出来る。また、このサービスは介助者の身体的、精神的負担の軽減を図る役割も担っている。

## 【 対象者 】

- (1) 障害支援区分1以上で障害福祉サービス受給者証を所持されている障がい者（児）

## 【サービス内容】

- 当該施設に短期間の入所において、入浴、排せつ及び食事等の必要な介護を行うとともに自立と日常生活の充実を資するように支援を行う。
- 介護をする家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

## 【運営方針】

- ・利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、利用者個々が必要とする適切なサービスを提供していきます。
  - ・利用者の身体的、精神的、社会的自立を目指した支援を行います。
  - ・利用者と家族及び関係事業所と連携して支援を行います。
  - ・介護されるご家族等の身体的、精神的負担の軽減を図ります。
- 利用について
- ・障害支援区分が区分1以上である障がい者（障がい児含む）の方で障がいの程度や生活状況を把握しているあさごふれ愛の郷ご利用者とする。

- ・利用にあたっては「あさごふれ愛の郷あおぞら短期入所利用申込書」を提出する。
- ・年間180日の利用ができる（※但し、特別な理由があれば延長可）
- ・1ヶ月あたり最大14日の利用ができる（※但し、特別な理由があれば延長できます）。
- ・1回の利用については2泊3日を限度とする。
- ・他施設との併用可（担当の相談支援員が調整する）

※特別な理由とは、ご家庭で介護が難しくなった場合、虐待が発生した場合、在宅生活が難しく且つ施設入所の空きがない場合等

○一日のスケジュール（参考）

時	平日	土・日・祝日
6	起床・洗面・（荷造り）	起床・洗面・（荷造り）
7	朝食	朝食
8		
9		
10		
11	（日中活動施設で活動）	余暇活動
12		
13		昼食
14		
15		
16	日中活動施設から移動	ご家族の迎え
17		
18	自由時間	自由時間
19		
20	夕食	夕食
21	入浴	入浴
22	自由時間	自由時間
23	就寝	就寝